宮崎公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程

平成19年4月1日 規程第28号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宮崎公立大学地域研究センター長(以下「地域研究センター長」という。)の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。 (選考の時期)
- 第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に地域研究センター長候補者(以下「候補者」という。)の選考を行う。
 - (1) 地域研究センター長の任期が満了するとき。
 - (2) 地域研究センター長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 地域研究センター長が欠員となったとき。
- 2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申し出があったとき又は欠員となったときから1月以内に行う。

(候補者の選考及び決定)

- 第3条 学長は、候補者を宮崎公立大学の教授(教授予定者を含む。)のうち から選考し、理事長に推薦するものとする。
- 2 理事長は、前項の推薦に基づき、地域研究センター長を任命するものとする。

(任期等)

- 第4条 地域研究センター長の任期は2年とする。但し、地域研究センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 地域研究センター長は、再任されることができる。 (委任)
- 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。